官　庁　発　表

官　庁　事　項

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画変更の公表について

消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第２項の計画に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年２月６日策定）の全部を変更したので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和７年３月19日　　総務大臣　村上誠一郎

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目　次

第１章　総則
第１節　本計画の目的
第２節　緊急消防援助隊の任務
第２章　緊急消防援助隊の編成
第１節　緊急消防援助隊の構成単位
第２節　都道府県大隊の編成
第３節　都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務
第４節　小隊の装備等の基準
第５節　部隊の任務
第６節　部隊の隊の装備等の基準
第３章　緊急消防援助隊の登録
第４章　緊急消防援助隊の出動計画等
第５章　緊急消防援助隊の施設の整備等
第６章　緊急消防援助隊の教育訓練
第１節　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等
第２節　消防大学校における教育訓練等
第７章　その他

第１章　総則

第１節　本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第２項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第２節　緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村(以下「被災地」という。)の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。)の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。)の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第２章　緊急消防援助隊の編成

第１節　緊急消防援助隊の構成単位

１　基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

２　部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット)、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊、